

キャンピングカー相乗りマッチングサービスに関する実証

申請者

Carstay株式会社

認定日等

申請：2023年11月17日

主務大臣

国土交通大臣【規制所管・事業所管】

認定：2023年12月27日

実証目的

- 道路運送法上、**自家用自動車を有償の運送の用に供する場合**や、旅客自動車運送事業（他人の需要に応じ、**有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業**）を経営する場合は、国土交通大臣の登録又は許可を受ける必要がある。
- 本実証においては、キャンピングカーを運転したい運転者と、他者が運転するキャンピングカーを利用（同乗）したい同行者のマッチングサービスを提供する。同サービスにおいては、**任意であることを明示した上で、同行者が運転者に対して謝礼を支払う際の参考として、サービス画面上に実績の金額を掲示する**。また、**謝礼の有無・金額によって評価してはならない旨を明記した上で、運転者・同行者同士が相互に評価する制度**を導入する。
- 規制のサンドボックス制度により実証を行うことにより、**任意であることを明示した上でサービス画面上に謝礼金の目安として実績の金額を掲示する場合には、同サービスが「有償の運送」に該当しないことを明確化する**。
- 併せて、同行者へのアンケートにより、**任意であることの明示がない場合や運転者による同行者の評価制度が存在する場合**であっても、**謝礼金の支払いに係る自発性が損なわれず、「有償の運送」に該当しないことを検証**する。
- 上記により、同サービスの提供に際しては、**国土交通大臣の登録又は許可が不要であることを確認**する。

サンドボックス実証を申請する背景

- COVID-19やインフルエンザ等の感染症を気にしつつ、以前のとおり旅行にも出かけたいという風潮になる中、他の旅行者との接触が少なく安心して自然の中で過ごすことのできるキャンプやグランピングのニーズは高まっている。
- 本サービスによって、宿泊施設や移動手段が十分でない地域に対しても、キャンピングカーという新たな宿泊・移動手段を提供することが可能となるため、オーバーツーリズム問題の軽減や地域経済の活性化につながることを期待される。
- 本事業により、遊休資産となっているキャンピングカーが有効利用され、保有する人も増えることも見込まれる。キャンピングカーは自家発電可能な電源・水道・寝具などが揃った「動く休憩所」になる**防災インフラの整備に資するもの**で、社会貢献性の高いものである。

申請者の準備

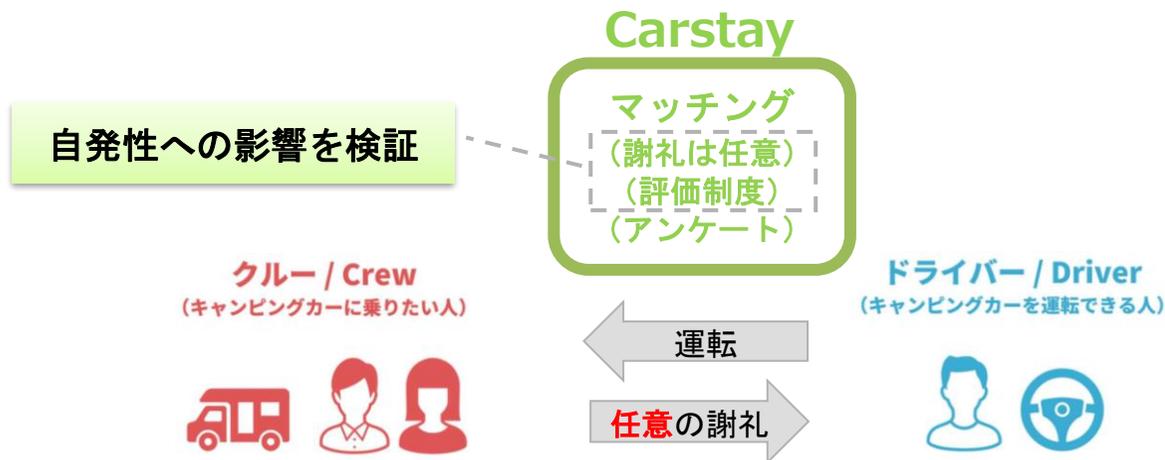
- 本実証のサービス内容を説明し、同行者及び運転者（以下「利用者」という。）を募集するためのWebサイト「Carstay」を構築する。**謝礼金の目安として実績の金額を記載し、支払いは任意である旨を明記**する。
- 利用者に利用後に回答してもらうためのアンケートを作成する。さらに、**同行者、運転者がそれぞれの評価を行う仕組みを構築**する。
- 当該仕組みでは、運転者が、同行者からの**謝礼の有無・金額によって評価してはならない旨を明記**する。

利用者の実証参加

- Webサイト「Carstay」上で、サンドボックス制度で認定された実証への参加となることと、**謝礼は任意であることを**画面上で確認し、同意書の同意欄にチェックを入れる。
- 「Carstay」によりマッチングされた運転者・同行者にて、キャンピングカーで旅行を行う。
- サービス利用後に、運転者・同行者がそれぞれ評価を行い、アンケートに回答する。

申請者の分析

- 謝礼金の自発性について、同行者へのアンケートにより、**任意であることの明示がない場合**や**運転者による同行者の評価制度が存在する場合**であっても、**謝礼金の支払いに係る自発性が損なわれていないか検証**する。



課題となった規制について

新技術等関係規定に違反しないことの方

- 道路運送法第2条第3号は、「旅客自動車運送事業」とは、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」と定義している。「当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合」は、有償の運送に当たらないとされている。
ガソリン代等の実費の負担は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日国自旅第338号）において有償の運送とは取り扱われないところ、本実証では、サービスを利用する運転者及び同行者がキャンピングカーに相乗りし、同行者が運転者に対してガソリン代等の実費を折半して支払うものであるから、有償の運送に該当するものではない。
- 国自旅第338号において、「運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも**自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念されず、「仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者を評価すること等により、謝礼の支払を促す場合」等でなければ、「好意に対する自発的な謝礼」と認められ、有償の運送に当たらないとされている。**
本実証では、あくまでも、Webサイト上に**任意で謝礼を支払うことが可能であることを明示した上で謝礼金の目安として実績を記載しており、謝礼の誘引文言を表示すること等により、謝礼の支払いを促していないため、「好意に対する自発的な謝礼」と認められ、有償の運送に当たらず、道路運送法の規制の対象外**となる。
- 同通達において、「仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者を評価すること等により、謝礼の支払を促す場合」は、「自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえず、許可又は登録を要する」とされている。
本実証における評価制度は、あくまで乗車時の同行者の態度、乗車時の清潔さ、集合場所への遅刻の有無等により同行者を評価するものであり、**謝礼の有無・金額によって同行者を評価してはならない旨を明示的に記載していることから、「謝礼の有無・金額によって利用者を評価すること等により、謝礼の支払を促す場合」には当たらず、道路運送法の規制の対象外**になる。

〈参考〉関係法令等

法律

○道路運送法

(定義)

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 略

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

(略)

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

〈参考〉関係法令等

通達

○「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日国自旅第338号）

1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方

道路運送法（中略）第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。

（略）

個々具体的な行為が、有償の運送として、許可や登録（中略）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

（1）サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念されず、許可又は登録は不要である。

（略）

（注1） 原則として、予め運賃表などを定めそれに基づき金銭の収受が行われる場合には、少量の金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償となり許可又は登録を要することとなる。ただし、（3）の考え方に基づいて金額が定められている場合を除く。

（注4） あくまで自発的に謝礼の趣旨の金銭等が支払われた場合は許可又は登録は不要であるが、利用者が運転者に対してガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、以下の場合には、自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえず、許可又は登録を要する。

1)仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者进行评估すること等により、謝礼の支払を促す場合

（2）（略）

（3）当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用（同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。）であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの（ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金。以下「特定費用」という。）を負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要する特定費用を利用者が支払う場合は、社会通念上、通常は許可又は登録は要しないと解される。

（略）

様式第十四（第5条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

令和5年11月17日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

神奈川県横浜市旭区中希望が丘102
ジョイビル301
Carstay株式会社
代表取締役 宮下 晃樹

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 背景

人々はCOVID-19やインフルエンザ等の感染症を気にしつつ、少しずつCOVID-19以前の日常生活を取り戻そうとしている。以前のおり旅行にも出かけたいという風潮になりつつある中、他の旅行者との接触が少なく安心して自然の中で過ごすことのできるキャンプやグランピングのニーズは高まっている。

他方、キャンプにおいては、「慣れていない人にとってはテント設営のハードルが高い」、「施錠ができず防犯の問題が起り得る」、「遮音性がなくプライバシーが守られにくい」、「熊に襲われる危険性がある」といった課題がある。また、グランピングにおいては「二次交通の不足で目的地までたどり着きづらい」といった課題がある。いずれの課題も克服できるのがキャンピングカーである。しかし、キャンピングカーは慣れない人にとっては車体が大きく、運転席も高く、これを運転してキャンプできる場所まで走行することは相当程度ハードルが高い。

そこで、キャンピングカーの運転に慣れた人が、キャンプに行きたい人を募る形をとることで、いかに気軽に多くの人にキャンピングカーを利用してもらうことができるかという新しいライフスタイルの提供ともいえる取組みについての社会実験を行いたい。

また、キャンピングカーレンタル事業やキャンピングカーシェア事業においては、キャンピングカーの運転に慣れない人が運転することもあるが、この実証実験では、キャンピングカーに慣れた人が運転することとなるため、不慣れた運転者による事故の軽減につながることも想定される。

(2) 将来構想

本実証を通じて、キャンピングカーを運転してキャンプに行きたい人（以下「運転者」という。）とキャンピングカーに乗ってキャンプをしてみたい人（以下「同行者」という。）をマッチングさせるサービスを提供する本事業には道路運送法の定める許可を要しないことが明確化されるとともに、本事業において、同行者が運転者に謝礼を支払う際の参考として、任意であることを明示した上で、サービス画面上に謝礼金の目安の金額を掲示することが同法に抵触しないことが明確化されることが期待される。併せて、同行者へのアンケートにより、当該任意であることの明示がない場合や運転者による同行者の評価制度が存在する場合であっても、謝礼金の支払いに係る自発性が損なわれず、同法に抵触しないことを検証する。

ここで評価制度とは、同行者・運転者の双方が互いを評価し、その評価内容をマッチング

の際の参考とすることにより、参加者満足度の高いマッチングサービスを提供するための制度をいう。

本サービスによって、宿泊施設や移動手段が十分でない地域に対しても、キャンピングカーという新たな宿泊・移動手段を提供することが可能となるため、オーバーツーリズム問題の軽減や地域経済の活性化につながることを期待される。また、遊休資産となっているキャンピングカーの有効利用が可能となるため社会資本の有益な利用にもつながること、さらにはキャンピングカーを保有する人が増えることなども見込まれる。

なお、キャンピングカーは自家発電可能な電源・水道・寝具などが揃った「動く休憩所」になる防災インフラの整備に資するもので、社会貢献性の高いものでもある。事例として神奈川県庁などの自治体からの要請を受け、累計60台以上のキャンピングカーを医療施設や被災地に提供したこともある。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

感染症が気になりながらも旅行に行きたいというニーズを満たすべく、多くの人と交わらずに済むキャンピングカーを用いた旅行を提供するため、キャンピングカーを運転してキャンプに行きたい人、キャンピングカーに乗ってキャンプをしてみたい人をマッチングさせるサービスを提供する。

(2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

キャンピングカー利用のマッチングサービスサイト上に、同行者から運転者へ任意で支払う謝礼金の目安として実績を記載することが、謝礼金の支払いの誘引文言にならず、謝礼金の支払いに係る自発性を損なっていないか実証を行う。

【実証の手順（概要）】

- ① インターネット「Carstay」（申請者の運営するマッチングサイト）のサービス上において、キャンピングカーの運転を希望する者が、
- ② レンタル事業者もしくは共同使用契約者とのマッチングにより、キャンピングカーの提供を受け、
- ③ 一緒にキャンプに行きたい2名以上8名以下のグループを募り、
- ④ 集合場所にて、③の募集に対して応募したグループを乗せ、
- ⑤ 自らキャンピングカーを運転して、予めインターネット「Carstay」のサービス上で車中泊スポットとして登録されている場所にキャンピングカーを停めて宿泊し、またキャンピングカーを自ら運転して集合場所へ戻す。車中泊スポット到着後は、参加者同士の取り決めに従い、自由に観光、入浴、食事、キャンピングカー内または外のテントでの宿泊を楽しむ。
- ⑥ かかった費用の支払いを行う。

【実証の手順（詳細）】

イ 準備段階

申請者において、本実証のサービス内容を説明し、同行者及び運転者（以下「利用者」という。）を募集するためのWebサイトを構築する。

- ① ランディングページ（謝礼金の目安として実績を記載するとともに、謝礼金の支払いは任意である旨を明記する。）
- ② 申込フォーム
- ③-1 利用規約
- ③-2 新規事業利用規約

また、利用者に利用後に回答してもらうためのアンケートを作成する。

さらに、同行者、運転者にそれぞれの評価を行う仕組みを構築する。当該仕組みでは、運転者が、乗車時の同行者の態度、乗車時の清潔さ、集合場所への遅刻の有無等により同

行者を評価することとし、謝礼の有無・金額によって評価してはならない旨を明記する。

ロ 実行段階（具体的なオペレーション）

運転者

- ① インターネット「Carstay」上の予約専用サイトにアクセスし、利用規約に同意した上で会員登録を行う。
- ② 参加申込フォームにて、
- ③ 運転を希望する旨、サイト上に掲載された車中泊スポットリストより利用したい場所、利用を希望する車両の種類を選択し、サンドボックス制度で認定された実証に参加となることと、謝礼は任意のため必ずしも支払われないことを画面上で確認し、同意書の同意欄にチェックを入れる
- ④ 申請者により同行者とのマッチングが実施される
- ⑤ マッチングが成立した場合には、車中泊スポット及び車両の利用料金と「Carstay」のシステム利用料の決済が行われる。
- ⑥ 予約日において、予約した場所に行き、現地で車両ホルダーより鍵を受け取る。
- ⑦ 同行者を乗せて車中泊地との往復を運転する。
- ⑧ 決められた時間までに車両ホルダーに鍵を返却する。
- ⑨ サービス利用後に、同行者の評価を行う。
- ⑩ アンケートに回答する。

同行者

- ① インターネット「Carstay」上の予約専用サイトにアクセスし、利用規約に同意した上で会員登録を行う。
- ② 参加申込フォームにて同行を希望する旨を選択し、どのようなキャンプ体験を希望するかを記入する。
- ③ 申請者により運転者とのマッチングが実施される。
- ④ 運転者とのマッチングが成立したという連絡が申請者よりなされた場合には、旅行に同行する。
- ⑤ かかった費用を折半する（かかる費用は車中泊スポット利用料、車両利用料、ガソリン代、高速道路通行料及び「Carstay」のシステム利用料で、運転者も同行者と等しく折半し負担するものとし、同行者が4人だとした場合は概ね25,000円程度の予定）とともに、運転者に謝礼を支払いたい場合には任意で謝礼を支払う。
- ⑥ サービス利用後に、運転者の評価を行う。
- ⑦ アンケートに回答する。

申請者

- ① インターネット「Carstay」プラットフォームサービスを提供する。
- ② 新規事業利用規約に、本サービスは相乗りのマッチングを行うものであり、道路運送法上の規制の対象外となるため、輸送の安全及び保護は当事者で行うことを記載し、参加者の同意を取得する。
- ③ 運転者が車両を共同使用契約で使用する場合は、以下の点について、同意を取得する。
 - ・同一の自動車を、自己の欲求充足のために主体的な立場において使用すること。
 - ・使用者が具体的に特定され、自動車の使用及び管理に関して予めの合意が存在していること。
 - ・使用者それぞれが自動車の使用及び管理に関する権限と責任を有すること。
 - ・共同使用料は営利を目的とせず、自動車の維持費の範囲内であること。
- ④ 「Carstay」に謝礼の目安を記載する。
- ⑤ 運転者と同行者とのマッチングを行う。

⑥ 運転者及び同行者から問い合わせがあった場合にカスタマーサポート担当が対応する。

ハ 実証を実施するために講ずるその他の措置

保険は、申請者が現行サービスにて付保されている範囲で適用される。

(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

この実証を通じて、謝礼金の目安として実績をインターネット「Carstay」サイトに記載した場合でも、同行者の自発性を損なわずに謝礼金の支払いが行われているか確認する。

また、道路運送法上の規制の対象外であっても、マッチングサービスによる乗り合いを提供することで、適切な利用がなされ、利用者同士に問題が生じないこと確認する。

そのために、本実証により以下のデータを取得し、分析を行う。

・謝礼金の自発性について

- 運転者への謝礼金支払いの有無及び支払われた場合にはその金額（アンケート実施）。
- ランディングページに記載された任意の謝礼金の目安の実績は、支払いの参考になったか（アンケート実施）。
- 謝礼金の目安として実績が記載されていない場合、支払いに困るかどうか（アンケート実施）。
- 謝礼金の目安として実績が、0円～**円のように幅がある場合、支払いに困るか、それとも参考となるか（アンケート実施）。
- 謝礼金の目安として実績の記載により、支払い義務を感じたか（アンケート実施）。
- ランディングページに謝礼金の支払いが「任意」である旨まで明記されていない場合であっても、謝礼金の支払いを促されているとは感じず、自発的に謝礼金を支払おうと思うか（アンケート実施）。
- 運転者が同行者を評価する仕組みを導入し、運転者に対し、謝礼の有無・金額によって同行者を評価してはならない旨を明記されていなかった場合であっても、謝礼金の支払いを促されていると感じず、自発的に謝礼金を支払おう、又は、謝礼金の額を多めに支払おうと感じるか（アンケート実施）。
- 同行者側も運転者を評価出来るのであれば、同行者は謝礼金の支払いを促されていると感じず、自発的に謝礼金を支払おう、又は、謝礼金の額を多めに支払おうと感じないか（アンケート実施）。

・サービス利用時の問題事象の把握

- 事故発生有無（重大事故か、軽微な事故か）
- 事故時の対応状況
- 運転者及び同行者間のトラブルの発生状況

上記のほか、申請者として事業性把握のため、以下の内容を確認する。

・キャンピングカーの利用者マッチングサービスの需要があるか

- 運転者、同行者のニーズ（応募状況）

・本サービスの社会的効果

- 移動困難者の利用（運転免許を持ってない人の参加率）
- 運転者及び同行者の年齢層
- 地域でどれくらいお金をつかったかの情報（アンケート実施）

・キャンピングカーの相乗りサービスの拡大について

- 謝礼金の有無が運転者、同行者の次回以降の利用希望に与えた影響（アンケート実施）
- 同行者から運転者へ支払われる金銭が、自発的な謝礼に該当するかどうかを総合的に判

断する際に必要となる情報（アンケート実施）

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

実施期間：認定後、準備が整った日～2024年9月30日まで。

実施場所：三浦半島（葉山・逗子）内の申請者が既に車中泊スポットとして契約済のスペース。

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

申請者が実証実施者として、以下の参加者より同意を取得する。

(1) 参加者等の具体的な範囲

- ① キャンピングカーを運転する運転者。
- ② キャンプに同行する同行者。
- ③ キャンピングカーを貸し出すキャンピングカーホルダー。
- ④ 車中泊スポットを貸し出すホスト。

(2) 同意の取得方法

- ① インターネット「Carstay」のサービス上での利用者登録の際に、電子的な方法で同意を取得する。
- ② インターネット「Carstay」のサービス上での利用者登録の際に、電子的な方法で同意を取得する。
- ③ インターネット「Carstay」のサービス上でのホルダー登録の際に、電子的な方法で同意を取得する。
- ④ インターネット「Carstay」のサービス上でのホスト登録の際に、電子的な方法で同意を取得する。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

約50万円を見込んでおり、自己資金で対応する。

6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

道路運送法第2条第3号は、「旅客自動車運送事業」とは、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」と定義している。「有償」の考え方については、国土交通省の通達「道路運送法における許可又は登録を有しない運送の様態について」（国自旅第338号）において整理されており、「当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用（同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。）であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの（ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金。以下「特定費用」という。）を負担する場合」は、有償の運送に当たらないとされている。

ガソリン代等の実費の負担は、国交省通達（国自旅第338号）において有償の運送とは取り扱われないところ、本実証では、サービスを利用する運転者及び同行者がキャンピングカーに相乗りし、同行者が運転者に対してガソリン代等の実費を折半して支払うものであるから、有償の運送に該当するものではない。

また、国自旅第338号通達において、「運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念され」ず、「仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者进行を評価すること等により、謝礼の支払を促す場合」等でなければ、「好意に対する自発的な謝礼」と認められ、有償の運送に当たらないとされている。

本実証では、あくまでも、Webサイト上に任意で謝礼を支払うことが可能であることを明示した上で謝礼金の目安として実績を記載しており、誘引文言を表示すること等により、謝礼の支払いを促していないため、「好意に対する自発的な謝礼」と認められ、有償の運送に当たらず、道路運送法の規制の対象外となると考えられる。

さらに、同通達において、「仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者进行评估すること等により、謝礼の支払を促す場合」は、「自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえ、許可又は登録を要する」とされている。

本実証における評価制度は、あくまで乗車時の同行者の態度、乗車時の清潔さ、集合場所への遅刻の有無等により同行者进行评估するものであり、謝礼の有無・金額によって同行者进行评估してはならない旨を明示的に記載していることから、「謝礼の有無・金額によって利用者进行评估すること等により、謝礼の支払を促す場合」には当たらず、道路運送法の規制の対象外になると考えられる。

7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容
特になし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名：古閑 由佳

住所：〒241-0825 神奈川県横浜市旭区中希望が丘102 ジョイビル301

電話番号：080-7665-5399

電子メールアドレス：yuka.koga@carstay.jp

9. その他

特になし

新技術等実証計画に対する見解書

国自旅第237号
令和5年12月6日

新技術等効果評価委員会 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

令和5年11月17日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
Carstay株式会社 代表取締役 宮下晃樹
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和5年11月17日
3. 認定の可否に関する見解
法第8条の2第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし。